

青木小学校 P T A 会則

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は青木小学校 P T A といひ、事務所を同校内におく。

第 2 章 会 員

第 2 条 この会の会員は、本校在籍児童の父母（またはこれに代わる者）及び本校職員を正会員とし、会の趣旨に賛同する者を準会員とする。

第 3 章 目 的

第 3 条 この会は父母と教職員が協力して、会員相互の親睦・教養を深め、家庭・学校・社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 4 章 方 針

第 4 条 この会は、次の方針にしたがって活動する。

- 1 この会は児童の福祉のために活動する団体として、他の教育関係諸団体および機関と協力する。
- 2 この会は、非営利的、非宗教的、非政党的であつて中立を堅持する。
- 3 教育活動を盛んにするため、相互信頼の上になつて意見は具申するが、学校の人事や管理には干渉しない。

第 5 章 事 業

第 5 条 この会は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 教育環境の整備、校外指導、青少年健全育成、安全教育の強化、保健・厚生福祉の向上に関する事。
- 2 学校教育、家庭教育、社会教育、人権教育の理解、振興に関する事。
- 3 会員相互の親睦と教養の向上に関する事。
- 4 その他、会の目的を達成するために必要な事。

第 6 章 会 議

第 6 条 この会の運営のための会議は次のとおりとする。

- 1 総 会
- 2 代議員会
- 3 正副会長会
- 4 その他事業推進のための専門委員会

第 7 条 総会はこの会の最高決議機関で全会員をもって構成し、会長はこれを招集する。

- 1 定期総会は年 1 回とし、年度当初に開く。

2 臨時総会は必要に応じて会長が招集することができる。

3 総会における決議事項は次のとおりとする。

- (1) 会務報告ならびに事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項

第8条 代議員会は総会に代わる議決機関で必要に応じ会長がこれを招集する。

1 代議員会は、会長、副会長、各支部長、各学年会長、教職員若干名をもって構成する。

2 代議員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会議案
- (3) 役員承認
- (4) 細則に関する事項
- (5) その他必要な事項

3 代議員会の正副議長は代議員会の中から選出する。

4 代議員の任期は役員と同じとする。

第9条 正副会長会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集し、会務を統理する。

第10条 各専門委員会は、必要に応じ委員長がこれを招集する。

第7章 役員

第11条 この会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 3 名（父親 1、母親 1、校長）、各支部長
学年会長 6 名、監事 2 名、幹事 2 名

第12条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事は選考委員会によって選出され、代議員会の承認を得る。
- 2 支部長は各支部で選出し、学年会長は正副学年会長の互選とする。
- 3 幹事は会長の委嘱による。

第13条 役員のお務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
- 3 支部長はその地区を代表し、その会務を統理する。
- 4 学年会長はそれぞれの学年を代表し、その会務を統理する。
- 5 監事は会計を監査する。
- 6 幹事は庶務および会計事務を司る。

第14条 役員のお任期はいずれも4月1日から一ヶ年とする。ただし重責を妨げない。

- 2 補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第8章 議 事

第15条 会議の議事は別に定めがない限り、出席構成員の過半数によって決め、賛否同数の場合は議長がこれを決める。

第9章 顧 問

第16条 この会に顧問をおくことができる。その選任は正副会長があたり、総会の承認を得る。

第10章 専門委員会

第17条 第5条の事業を行うため、次の専門委員会をおく。

- 1 校外生活指導委員会
児童の校外生活の指導、社会教育関係団体との連携推進に関すること。
- 2 教養人権委員会
会員の学習、教養向上に関すること。
人権教育に関すること。
- 3 広報委員会
会報の発行、その他広報活動の推進
- 4 厚生委員会
児童の福祉厚生に関すること。
児童の保健向上、給食に関すること。
学校の環境整備に関すること。

第18条 各専門委員会は次の者によって構成する。

正副支部長、正副学級会長、教職員

第19条 各専門委員会に委員長1名、副委員長2名（うち1名は教職員）をおく。委員長は会長がこれを委嘱する。副委員長は委員の互選による。委員長は代議員会に出席し、委員会事業について提案報告する。

第20条 各専門委員会は必要に応じ、委員会を開くことができる。委員会は委員長が招集し、その司会をする。

第11章 学級PTA、学年PTAおよび支部PTA

第21条 この会の目的に準拠して、基礎組織に学級PTA、学年PTAおよび支部PTAをおく。

第22条 学級、学年PTAは次のとおりに定める。

- 1 学級PTAの事業は次のとおりとする。
 - (1) 授業参観や学級懇談
 - (2) 会員の教養と厚生
 - (3) その他必要と認められる事項
- 2 学級PTAは学級ごとに会長1名、副会長1名、連絡員若干名を選出し必要に応じ会長が招集し、その司会をする。会長事故ある時は副会長がその

職務を代行する。

- 3 学年 P T A は学級 P T A の連合体で、学年共通の問題のある時は随時開き、学年会長が招集し、その司会をする。
- 4 学年 P T A 会長 1 名、副会長 1 名は学級正副会長の互選による。
- 5 学級、学年 P T A 正副会長の任期は、役員任期と同じとする。

第 23 条 支部 P T A は次のように定める。

- 1 当郷・村松・入田沢・中村・中挾・下奈良本・入奈良本・沓掛・夫神細谷・殿戸・青木
- 2 支部 P T A の事業は次ぎのとおりとする。
 - (1) 支部懇談会
 - (2) 校外生活指導
 - (3) 教育環境の改善
 - (4) 会員の教養と厚生
 - (5) その他必要と認められる事項
- 3 支部 P T A は各地区ごとに、支部長 1 名、副支部長 1 名、連絡員若干名を選出する。
- 4 支部 P T A は支部長が招集し、その会議を司会する。
- 5 正副支部長の任期は、役員任期と同じとする。

第 12 章 経 理

第 24 条 この会の運営費は、会費その他の収入金をもって充てる。

第 25 条 会費は支部ごとに集め納入する。(5 月納入を原則とする。) 会費の額は総会において決定する。

第 26 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 27 条 会計監査は年 1 回年度末に行う。ただし、必要に応じ随時行うことができる。

第 13 章 補 則

第 28 条 本会則実施にあたり必要な事項は、細則によって定める。

第 29 条 この会は必要に応じ臨時委員会をおくことができる。

第 30 条 この会の目的達成のため、青木中学校 P T A と常に密接な連携をはかり必要に応じ合同で事業を推進することができる。

第 31 条 この会の慶弔規定は別に定める。

第 14 章 付 則

第 32 条 この会則は、昭和 62 年 4 月 24 日から施行する。

平成 16 年 4 月 24 日 一部改正

平成 24 年 4 月 13 日 一部改正、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

青木小学校 P T A 細 則

- 第 1 条 第 7 条の規定による総会の議長、副議長は代議員会の正副議長があたる。
- 第 2 条 第 12 条の規定による選考委員会の構成は、次の通りとする。
- 1 各支部長・各学年代表 6 名・正副会長 3 名とする。
 - 2 委員会は互選により委員長を決め。委員長が司会する。
- 第 3 条 次年度の会長は第 11 条の規定による副会長より、選出することを原則とする。
- 第 4 条 各種会合等については、次年度の事業推進に支障のないように記録を残しこれを次年度へ引き継ぐ。
- 第 5 条 この細則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 24 年 4 月 13 日 一部改正

青木小学校 P T A 子 育 て 委 員 会 会 則

- 第 1 条 この会は、青木小学校 P T A 子育て委員会といい、事務局を同校内におく。
- 第 2 条 この会は、青木小学校 P T A の会員をもって構成する。
- 第 3 条 この会は、P T A 活動における子育ての役割の重大性にかんがみ親としての資質向上に努め、家庭、学校、社会における児童の豊かな成長をはかるための諸活動を行うことを目的とする。
- 第 4 条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- 1 会員の教養の向上につとめる。
 - 2 会員相互の連絡を密にし、P T A 活動の推進にあたる。
 - 3 充実した教育活動が行われるようにつとめる。
- 第 5 条 この会に次の役員をおき、任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。
- 1 委員長 1 名（本会副会長をあてる。）
 - 2 副委員長 1 名（委員の中から選出する。）
 - 3 委員 若干名（各学級代表を含める。）
 - 4 幹事 1 名
- 第 6 条 役員の仕事は次のように定める。
- 1 委員長はこの会を代表し、会務を統理する。
 - 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はこれを代行する。
 - 3 委員は委員会を構成し、会の活動を推進する。
 - 4 幹事は会の庶務会計にあたる。
- 第 7 条 この会は年 1 回以上総会を開く。
- 第 8 条 この会の経費は、本会よりの補助金によってまかなう。
- 第 9 条 この会則は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 一部改正 平成 16 年 4 月 24 日

青木小学校 P T A 慶弔規定

昭和 5 9 年 4 月 1 日 決定

平成 8 年 4 月 一部改定

平成 9 年 4 月 一部改定

1 本会の部

- (1) 教職員が退職、転任する場合は記念品を贈る。
(在任 1 年の基本額を 1, 0 0 0 円とし、以後 1 年毎に 1, 0 0 0 円を加算する。)
- (2) 本会の正副会長が退任する場合は、記念品、感謝状を贈り、感謝の意を表す。
- (3) 本会の役員および家族（両親）が、死亡した場合は香料を贈り、代表者が会葬する。（本人 5, 0 0 0 円 家族 1, 0 0 0 円）
- (4) 会員および児童が死亡した場合は香料を贈り、代表者が会葬する。
(5, 0 0 0 円)
- (5) 教職員および家族（実父母、扶養している両親、本人の配偶者）が死亡した場合は香料を贈り、代表者が会葬する。
(本人 5, 0 0 0 円 家族 2, 0 0 0 円)
- (6) その他、病気・災害等については、正副会長が協議のうえ見舞方法を決定する。
- (7) その他、必要事項については正副会長で協議して決める。

2 学級 P T A の部

- (1) 会員が死亡した場合は、学級 P T A として 5, 0 0 0 円の香料を贈り、代表者が会葬する。
- (2) 児童が死亡した場合は、学級 P T A として 5, 0 0 0 円の香料を贈り、代表者が会葬する。
- (3) その他の場合は、その都度学級 P T A 役員と正副会長で協議して決める。